

入札談合に係る指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成28年3月7日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦
契約管理係長 奥間 朝宏
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和
管理第二係長 知名 紀枝
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

入札談合に係る指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
日本道路（株）	東京都港区新橋1-6-5

2. 指名停止措置期間：

平成28年3月7日～平成28年6月6日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、東日本高速道路（株）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、同法74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日に日本道路（株）等10社及び同犯罪当時に被告発会社10社で道路工事の請負等の業務に従事していた11名を検事総長に告発した。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第7号に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
7 <u>当局が所管する区域外</u> において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は <u>一般役員等</u> が、 <u>独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき</u> （第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内